

田辺市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

田辺市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に基づき、国の指針（※）を踏まえて、田辺市立小中学校の教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉を確保するために必要な措置を計画的に推進することを目的として策定するものである。

子供たちにとって教師は、家族以外で最も身近な大人であり、その言動や姿勢は子供たちの学びや成長に大きな影響を与えることから、教育職員が心身ともに健康で専門性を十分に発揮しながら教育活動に専念できる環境を整えることは、質の高い教育の実現に不可欠である。さらに、その成果は将来を担う地域人材の育成に直結し、地域活力の維持・向上や、少子化、地域コミュニティの希薄化など、本市が直面する課題の解決にも寄与するものであり、田辺市のまちづくりの理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」につながる取組である。

田辺市教育委員会は、保護者、地域住民、関係団体など地域全体の理解と協力を得ながら、これまで取り組んできた学社融合の体制も生かし、市長部局との連携のもと、未来を担う全ての子供たちのために、学校の働き方改革に向けて本計画に基づく取組を進めていく。

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

(令和7年9月25日改正)

(2) 本市の現状

公立学校の教職員には労働基準法と労働安全衛生法が適用され、勤務時間管理は校長や教育委員会の責務とされる。平成29年の厚生労働省によるガイドラインで始業・終業時刻の適切な記録が求められ、平成31年の文部科学省によるガイドラインでは、タイムカードや電子記録等による客観的な把握が示された。さらに同年の労働安全衛生法改正により、学校現場での勤務時間管理の責務が一層明確化された。

これらのことを踏まえ本市ではタイムカードを用いて教育職員の在校等時間の把握を行うとともに、校務の効率化に向けた点検シートの活用やその結果の共有及び定例校長会での好事例の紹介など、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、学校行事の精選・重点化や、標準授業時数を大幅に上回る教育課程の是正、編成の工夫改善といった視点について周知を図り、これらの具体的な取組を共有することで、各校における教育職員の働き方の改善を進めている。

このような中、本市における令和5年から令和7年における11月の時間外在校等時間を比較した結果は次のとおりであった。

【11月（1箇月間）の時間外在校等時間の状況 R5～R7】

	小学校		中学校	
	45 時間を上回った割合	80 時間を上回った割合	45 時間を上回った割合	80 時間を上回った割合
令和5年	27.2%	1.5%	27.9%	4.5%
令和6年	23.4%	1.2%	30.9%	4.5%
令和7年	12.3%	0.3%	23.9%	3.4%

1 箇月間における時間外在校等時間について、11 月は他の月と比べて忙しい月ではあるが、年度ごとに割合が下がってきており概ね改善傾向にある。しかし、小・中学校の両方において 45 時間を上回る職員が一定数いることがわかる。中学校は部活動の指導が休日に及ぶため、小学校よりも高くなることが考えられる。

令和 6 年度の 1 年間における教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	全職員の平均	45時間を上回った月が 1 回以上の職員の割合		年に360時間を 上回った職員の割合	
			80時間を上回 った月が1 回以 上の職員の割合		年に 540 時間 を上回った職員 の割合
小学校	月 約 28 時間	54%	5%	47%	14%
中学校	月 約 33 時間	55%	19%	47%	30%
全 体	月 約 30 時間	54%	10%	47%	20%

1 年間の時間外在校等時間については、学級数の多い学校や児童生徒数の多い学級において、比較的高い傾向が見られる。また、国が目標に定める時間外在校等時間の上限となる 45 時間を超える職員の割合が 5 割以上いることがわかる。また、月 80 時間を超える職員が中学校には一定数いる。中学校では部活動指導が業務負担の大きな要因となっている事が考えられる。授業準備のための時間を確保し、教育の質の向上に資する時間的余裕を創出していく必要がある。

【年次有給休暇取得の状況】

	5 日未満	5 日以上～10 日未満	10 日以上～20 日未満	20 日以上
令和 5 年度	15%	30%	52%	3%
令和 6 年度	6 %	20%	57%	17%

田辺市立小中学校における教育職員の年次有給休暇取得の割合（令和 6 年度）については、「10 日以上 20 日未満」が 57%と最も高い割合を占めている。これは前年度から 5 ポイント上昇している。一方で「5 日以上 10 日未満」は 20%となり、前年度と比較して年次有給休暇取得の増加が伺えるが、年間で 5 日間の取得ができていない教育職員がいるため、改めて学校長を通じて取得を促す必要がある。

今年度は学校閉庁日の設定等により、年次有給休暇の取得の更なる促進と、休みやすい職場環境づくりを推進した。併せて短時間であっても教職員が子供と向き合う時間や教材研究の時間を確保できるよう、管理職の意識改革や各校の好事例の共有を図っている。

2. 目標

○ 本計画における目標は以下のとおりとする。【カッコ内は令和6年度の数値】

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以上の割合を0%にする。【54%】
- ・ 1年間時間外在校等時間 360 時間以上の割合を0%にする。【47%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年休の目標設定を全て(100%)の学校で行う。【小56%・中57%】
- ・ 年次有給休暇の取得日数が10日以上以上の割合を80%以上にする。【74%】

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 広報などを通じて保護者・地域住民・田辺青少年センターによる通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、校区協議会等の地域が自主的に行っている見回りや田辺青少年センターに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察青少年センター連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理(「3分類」③関係)

- ・ 教育職員が児童生徒から集金袋により現金を受領することのない仕組みの構築を含め、学級費等の学校徴収金の在り方について総合的に検討する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ 現在、市長部局と連携しながら相談や苦情等に直接対応する窓口を設置し、必要に応じて学校及び教育委員会が弁護士に相談できる体制を構築し運用している。更に、学校が直ちに弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の充実を図る。

(設置済みの窓口)

子育てに関わる相談・・・家庭児童相談室、田辺市こども家庭センター
子育てテレホン相談・・・地域子育て支援センター“愛あい”
教育委員会相談窓口・・・田辺市教育研究所、学校教育課
いじめホットライン、いじめ相談ダイレクトメール

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ICTを活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減することに努める。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの管理運営業務について、教育委員会において外部委託も含めた検討・調査を進める。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃について、実施回数や範囲の合理化、学校職員の輪番等による負担軽減を促進するとともに可能な範囲で地域住民等の支援を得ることとする。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和7年度に設置した学校部活動地域連携・地域展開に係る協議会において、市における地域連携・地域展開の方向性や可能性について協議を行い、地域展開が可能なところから実現を目指すとともに活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教師と教員業務支援員との協働により、授業準備や採点作業等の負担を軽減する。
- ・デジタル技術等による当該業務の効率化を図るため、引き続きICT支援員の配置を検討する。
- ・授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減するため、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することについて検討を進める。
- ・特別支援教育に係る支援ソフトを試験的に導入し、特別支援の業務に係る負担軽減の効果を検証し、本格的な導入に向けて検討する。
- ・全ての学校に学校司書が巡回できる体制を整備し、学校図書館機能の一層の強化を推進する。

◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校行事の準備・運営に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係に係る校内会議へ参加する機会を増やすこととし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣の拡充を図る。
- ・学校生活意欲及び学級満足度を調べる質問紙Q-Uについて、調査に係る負担軽減を図り、悩みを抱える児童生徒への対応や児童生徒の実態に応じた学級経営をより早期に実現するため、紙媒体によるQ-Uからタブレットパソコンを用いたWebQ-Uへの切り替えについて検討する。

（２）学校における措置の推進

◇学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画

段階で真に必要な時数となるよう指導を行う。特に、標準授業時数を大幅に上回る見込みの場合、年度の途中であっても指導を行う。

- ・十分な効果が見込めない活動や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行うよう通知する。
- ・学校評価の結果に基づき改善を図るための措置を講ずる際は、改善のために業務が際限なく積みあがらないように指導する。
- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合するよう改めて指導する。
- ・学校における電話対応時間の設定及び留守番電話対応等について検討する。
- ・学校を通じた児童生徒への配布物が、学校の負担とならないような取組を進める。
- ・デジタル技術の活用により、校務を効率化し「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を 75%にする。【32%】

(3) 学校を支える人員・体制の充実

◇医療・福祉に関する専門人材や、教員業務支援員等の配置

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保・充実に向けて、関係部局・関係機関とともに取組を進める。
- ・教員業務支援員や ICT 支援員、学校司書等の確保・充実に向けて、県教育委員会や市長部局との連携により取組を進める。

◇地域で学校を支える体制づくり

- ・各学校において、学社融合推進協議会と連携した取組を進めるため、学校長は、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を学社融合推進協議会(学校運営協議会)において説明し、承認を得るとともに、取組の結果について説明する。
- ・学社融合推進協議会(地域学校協働活動を推進する体制)と連携し、地域人材の確保を図るとともに、地域のネットワークを生かした教育活動の充実に取り組む。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超えた教育職員には校長による面接指導を実施し、校長が医師による面接指導が必要であると判断した場合は、当該教育職員に対して医療機関での面接を受けるよう促す。
- ・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組み、退勤時刻から出勤時刻までの間に 11 時間以上(8:00 出勤の場合、勤務は 21:00)のインターバルが確保されるよう努める。管理職のみならず、各教育職員自身が積極的にインターバルの確保を行い、健康保持及び公務能率の向上に努めるよう促す。
- ・ストレスチェックの結果から必要と判断された場合は、産業医の受診を勧める。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・連続した日数の休暇が取得できるよう学校閉庁日を設定する。
- ・年次有給休暇の取得促進を図る。

- ・月2回以上のノー残業デーを設定するよう推奨する。
- ・テレワーク導入の可能性について検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、田辺市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・教育職員の時間外在校等時間を適切に把握するための仕組みを構築する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握するとともに、その他の目標については教育委員会が実施しているアンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において各学校の状況を把握するとともに、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が所属する学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する聞き取り及び個別の支援・指導を実施する。
- ・働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画を周知するとともに、管理職向けにマネジメントやICT等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては本計画に基づき、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学社融合推進協議会の協力を得ながら、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・地域の理解を促進し、具体的な取組について協力を得られるようにするため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図る。